

2024 年度 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

課題	看護職員の給与面の処遇改善対策未実施								
現状	<p>地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、2022年10月以降収入を3%程度(月額12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組みとして、「看護職員処遇改善評価料」が新設されたが、当院は対象施設でないため給与改善は未実施の状況である。</p> <p>2024年度の診療報酬改定において賃上げに向けた評価が新設された。また、2024年看護補助者処遇改善事業として、両院ともに看護補助体制充実加算算定病棟に勤務する人員分のみ補助金6000円/月(3か月分)が支給となる方針。法人は補助金を分配し看護補助者に対する給与面の変更を検討し2024年2月から現在の手当額に5,500円/月の定額を加算し支給されることになった。</p>								
指標	看護職員(看護師、保健師、看護アシスタント、診療アシスタント)の処遇改善が実施される								
計画	<ol style="list-style-type: none"> 総務管理グループの担当者は、法人の人事部門への賃上げの進捗状況の確認を行う。 診療報酬上の賃上げに向けた評価を算定するにあたり、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定したうえで、基本給または決まって毎月支払われる手当の引き上げ改善を図り、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金改善を実施する。(診療報酬施設基準に則る) 								
水準 指標 要件	看護職員(看護師、保健師、看護アシスタント、診療アシスタント)の給与のベースアップ								
評価	<p>医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、医療従事者の賃上げに必要な診療報酬(ベースアップ評価料)が創設され、また初再診料・入院基本料等も人件費分としての引上げが行われることになった。よって2024年6月度の給与から以下の基準でベースアップ評価料手当が支給されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>手当額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>10,000円</td> <td rowspan="2">時間給職員は1か月の勤務時間 ×62円とする。(上限10000円)</td> </tr> <tr> <td>看護アシスタント 診療アシスタント</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記より看護職員の給与面の処遇改善が行われ目標は達成された。</p>	職種	手当額	備考	看護師	10,000円	時間給職員は1か月の勤務時間 ×62円とする。(上限10000円)	看護アシスタント 診療アシスタント	10,000円
職種	手当額	備考							
看護師	10,000円	時間給職員は1か月の勤務時間 ×62円とする。(上限10000円)							
看護アシスタント 診療アシスタント	10,000円								

以上